

健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）

（傍線の部分は改正部分）

（特別用途食品の表示事項等）

第十四条 法第二十六条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、厚生労働大臣の承認を受けた事項については、その記載を省略することができる。

一 商品名

二 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品については、消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）である旨の文字を冠したその年月日及びその他の食品にあっては、賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日（製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月）

三 保存の方法（常温で保存する旨の表示を除く。）

四 製造所所在地

五 製造者の氏名（法人にあっては、その名称）

六 別記様式第三号（特定保健用食品にあっては、別記様式第四号（許可の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの（以下「条件付き特定保健用食品」という。）にあっては、別記様式第四号の一）による許可証票

七 許可を受けた表示の内容

八 栄養成分量、熱量及び原材料の名称

九 特定保健用食品にあっては、特定保健用食品である旨（条件付き特定保健用食品にあっては、条件付き特定保健用食品である旨）、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上で注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

十 特定保健用食品であつて、保健の目的に資する栄養成分について栄養所要量が定められているものにあっては、一日当たり摂取目安量に含まれる当該栄養成分の当該栄養所要量に対する割合

十一 摂取、調理又は保存の方法に関する、特に注意を必要とするものについて、その注意事項

十二 許可を受けた者が、製造者以外のものであるときは、その許可を受けた者の営業所所在地及び氏名（法人にあっては、その名称）

2 前項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第五項の規定による表示について準用する。この場合において、前項中「法第二十六条第五項」とあるのは「法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第五項」と、同項第六号中「別記様式第三号（特定保健用食品にあっては、別記様式第四号（許可の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの（以下「条件付き特定保健用食品」という。）にあっては、別記様式第四号の一）による許可証票」とあるのは「別記様式第五号（特定保健用食品にあっては、別記様式第六号（承認の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの（以下「条件付き特定保健用食品」という。）にあっては、別記様式第六号の一）による承認証票」と、同項第七号及び第十一号中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

3 法第二十六条第五項（法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表示すべき事項は、邦文で当該食品の容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるものについては当該容器包装若しくは包装の見やすい場所又はこれに添付する文書に記載されていなければならない。

様式第四号の一（第十四条関係）



様式第六号の一（第十四条関係）

